

富山高岡広域都市計画地区計画の決定  
(富山市決定)

熊野北部地区 地区計画

計 画 書

富山市

## 富山高岡広域都市計画地区計画の決定（富山市決定）

都市計画熊野北部地区 地区計画を次のように決定する。

	名 称	熊野北部地区 地区計画
	位 置	富山市小中の一部
	面 積	約 4.2ha
区 域 の 整 備 、 開 発 及 び 保 全 に 関 す る 方 針	地区計画の目標	<p>当地区は、北陸自動車道富山インターチェンジから南に約1.5km、富山空港から東に約2.0kmに位置し、基幹道路である国道41号に近接しており、富山市街をはじめ岐阜、東海、金沢、新潟方面など各方面への交通アクセスに非常に便利な立地条件にある。</p> <p>このことから、生産や消費を支える流通の高度化、効率化を図るため、高速交通網を生かした流通関連産業を中心とした産業系土地利用を図ることとしており、地区計画の策定により建築物の用途の混在を防止するとともに、周辺の自然環境や景観と調和した土地利用を図ることを目標とする。</p>
	土地利用の方針	流通業務施設を中心として、流通関連施設等の集積を図る。
	地区施設の整備方針	地区内の土地利用の秩序が図られるように、道路の適正な配置に努めるとともに、周辺環境に配慮するために、地区内に緑地を配置するなど、その適正な配置に努める。
	建築物等の整備の方針	周辺の自然環境や景観との調和に十分配慮するとともに、建築物等の用途の混在などによる産業環境の悪化を防止するため、建築物等の用途の制限、壁面の位置の制限、かき又はさくの構造の制限を定める。

地区整備計画

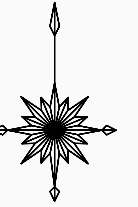
地区施設の 配置及び規模		道 路	区画道路 幅員 6～11m 総延長 約520m
		緑 地	面積 約1,000㎡
建 築 物 等 に 関 す る 事 項	建築物の 用途の制限	次に掲げる建築物以外の建築物は建築してはならない。 (1)工場 (2)200㎡以下の店舗 (3)事務所 (4)電気通信、電気、ガス、液化石油ガス、水道、下水道、熱供給の各事業のための施設（ただし、建築基準法施行令第130条の4第1項第五号に規定するものに限る） (5)自動車車庫 (6)倉庫 (7)前各号の建築物に附属するもの	
	壁面の位置の制限	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から隣地境界までの距離は、1.0m以上とする。	
	かき又はさくの 構造の制限	道路に接する部分にかき又はさくを設置する場合は、周辺の景観を損ねないもので透視可能なものとする。	

「区域は計画図表示のとおり」

理由 周辺環境との調和に配慮した土地利用の誘導を図り、優良な産業環境を形成・維持するため。

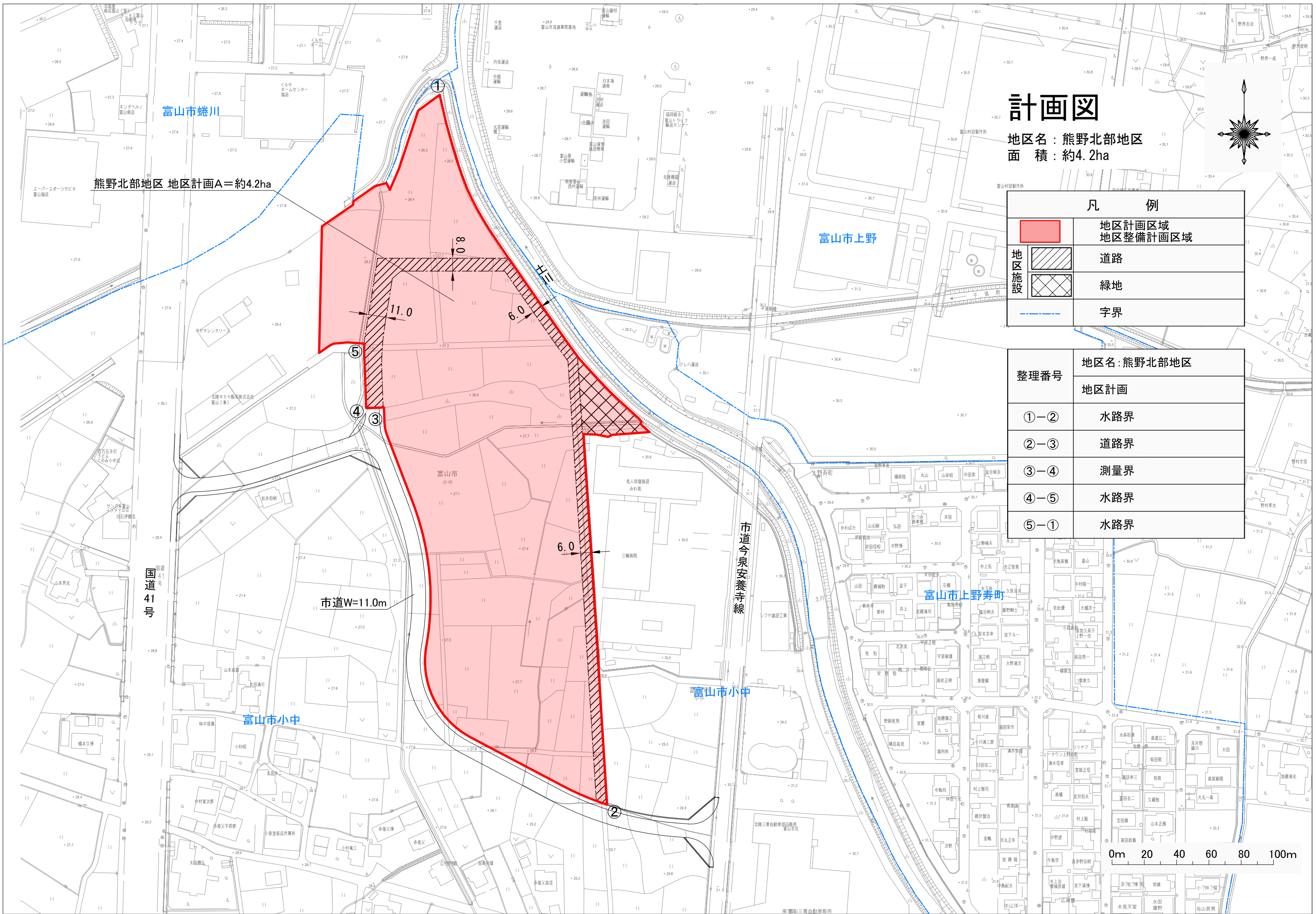
# 計画図

地区名：熊野北部地区  
面積：約4.2ha



凡 例	
	地区計画区域 地区整備計画区域
	道路
	緑地
	字界

整理番号	地区名：熊野北部地区
	地区計画
①-②	水路界
②-③	道路界
③-④	測量界
④-⑤	水路界
⑤-①	水路界



熊野北部地区 地区計画A=約4.2ha

富山市蜷川

富山市上野

国道41号

市道W=11.0m

市道今泉安養寺線

富山市上野寿町

富山市小中

富山市小中

0m 20 40 60 80 100m